

# 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

## (平成28年10月末現在)

### I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者\*である。なお、数値は平成28年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、平成28年10月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

※ 特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

### II 届出状況のまとめ

#### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成28年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は172,798か所であり、外国人労働者数は1,083,769人であった。これは平成27年10月末現在の152,261か所、907,896人に対し、20,537か所(13.5%)の増加、175,873人(19.4%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

#### 【別表2、参考表】

外国人労働者数が増加した要因として、留学生の本邦企業への就職支援の強化を含め、政府が進めている高度外国人材の受入れが着実に増えていることに伴い「専門的・技術的分野」の在留資格の外国人労働者数が増加していることが考えられる。

また、留学生の受入れが進んでいることに伴う「資格外活動」の増加や、雇用情勢の改善が着実に進んでいることから、就労に制限のない身分に基づく在留資格の外国人労働者が増加していることも要因と考えられる。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は16,389か所、当該事業所で就労する外国人労働者は237,542人であり、それぞれ事業所全体の9.5%、外国人労働者全体の21.9%を占めている。

これは、平成27年10月末現在の15,588か所、204,907人に対し、801か所(5.1%)の増加、32,635人(15.9%)の増加となっている。【別表2、参考表】

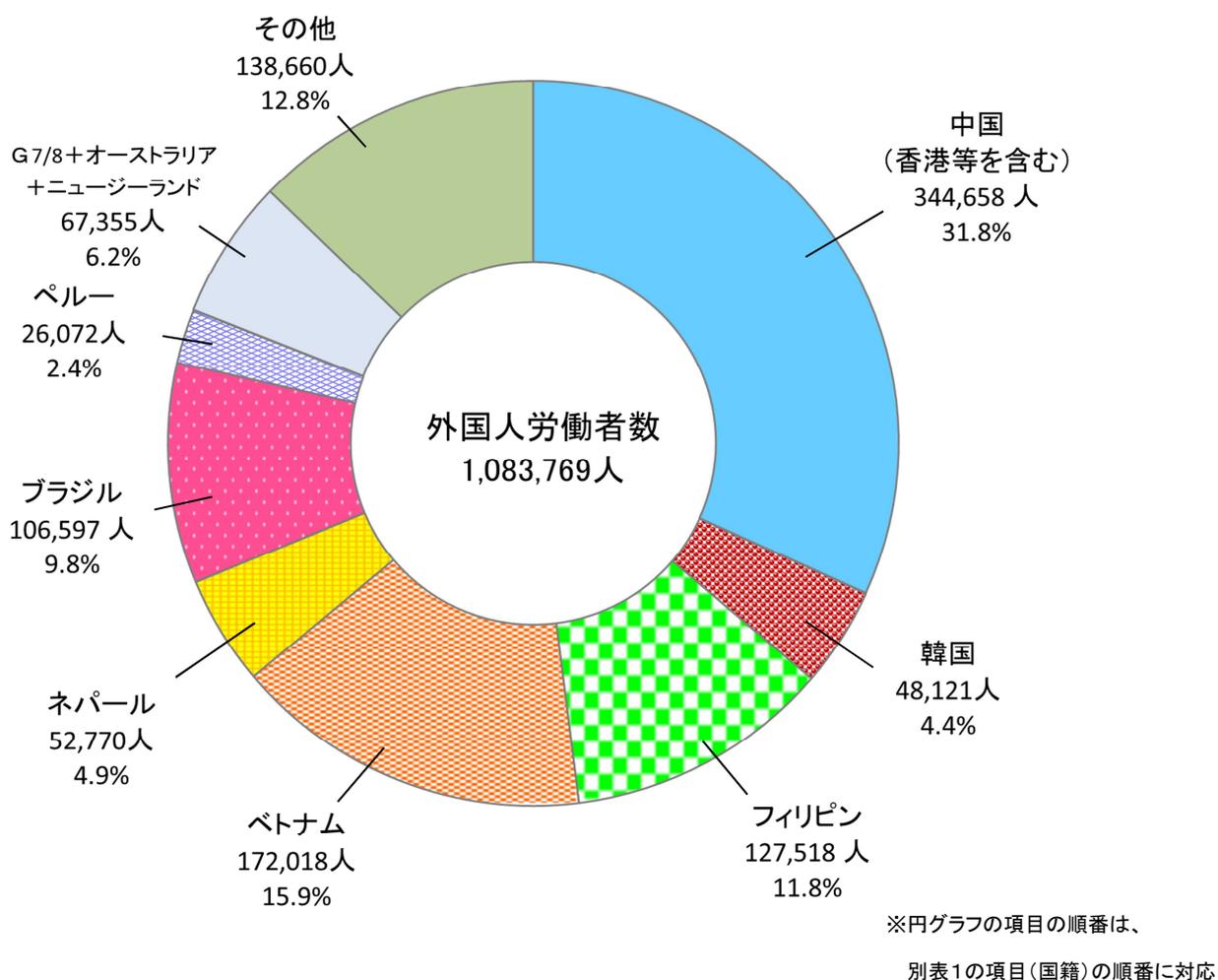
## 2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く 344,658 人で、外国人労働者全体の 31.8% を占める。次いで、ベトナム 172,018 人 (同 15.9%)、フィリピン 127,518 人 (同 11.8%)、ブラジル 106,597 人 (同 9.8%) の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で 62,005 人 (56.4%) 増加、また、ネパールについても、同 13,714 人 (35.1%) と大幅な増加となっている。

【図 1、別表 1、参考表】

### 図1 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格<sup>1</sup>」が外国人労働者全体の 38.1% を占め、次いで、「資格外活動 (留学)」を含む「資格外活動」22.1%、技能実習生等の「技能実習」が 19.5%、「専門的・技術的分野の在留資格<sup>2</sup>」が 18.5%、

<sup>1</sup> 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

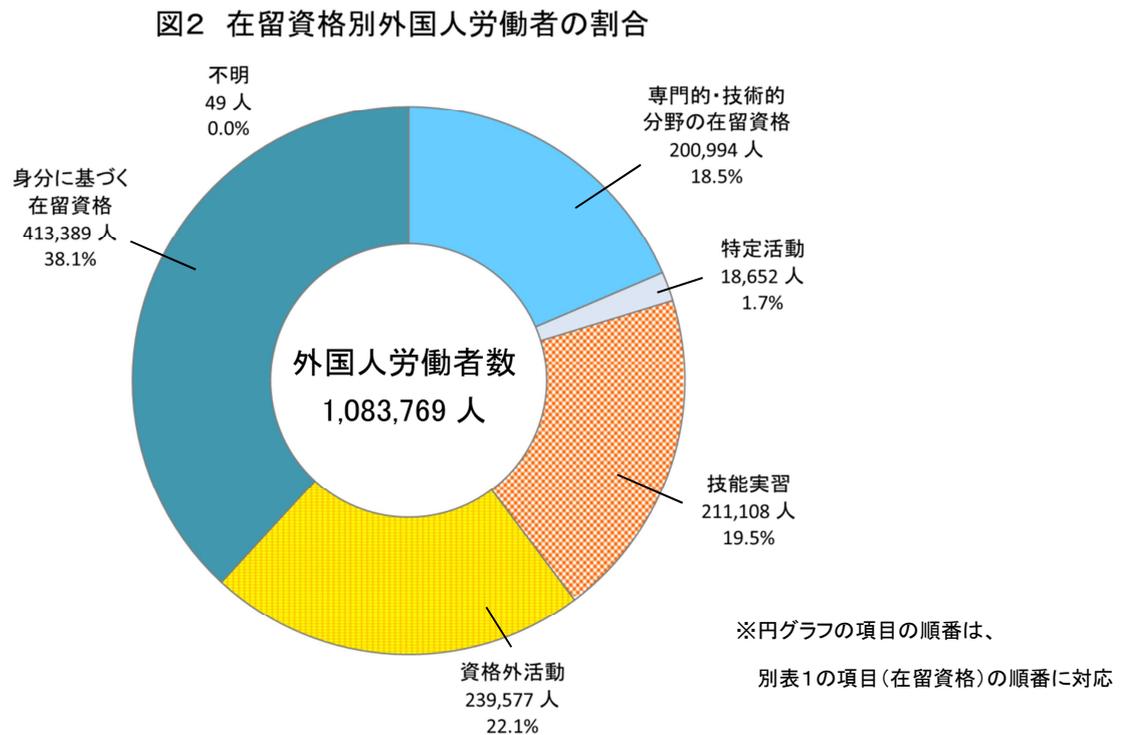
<sup>2</sup> 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

となっている。

技能実習の外国人労働者は、211,108人と前年同期比で42,812人(25.4%)増加し、専門的・技術的分野の外国人労働者は200,994人と前年同期比で33,693人(20.1%)増加している。

「資格外活動(留学)」は、209,657人と前年同期比で41,997人(25.0%)増加している。

【図2、別表1、参考表】



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「身分に基づく在留資格」が25.3%、「資格外活動」が24.7%、「技能実習」が24.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」が24.4%となっている。

ブラジル及びペルーは「身分に基づく在留資格」がともに99.2%を占めている。なお、ブラジル及びペルーの「身分に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、国籍別の外国人労働者数に占める「永住者」の割合は、ブラジル国籍者が49.5%、ペルー国籍者が64.6%となっている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」が76.5%であり、うち「永住者」が44.2%を占める。

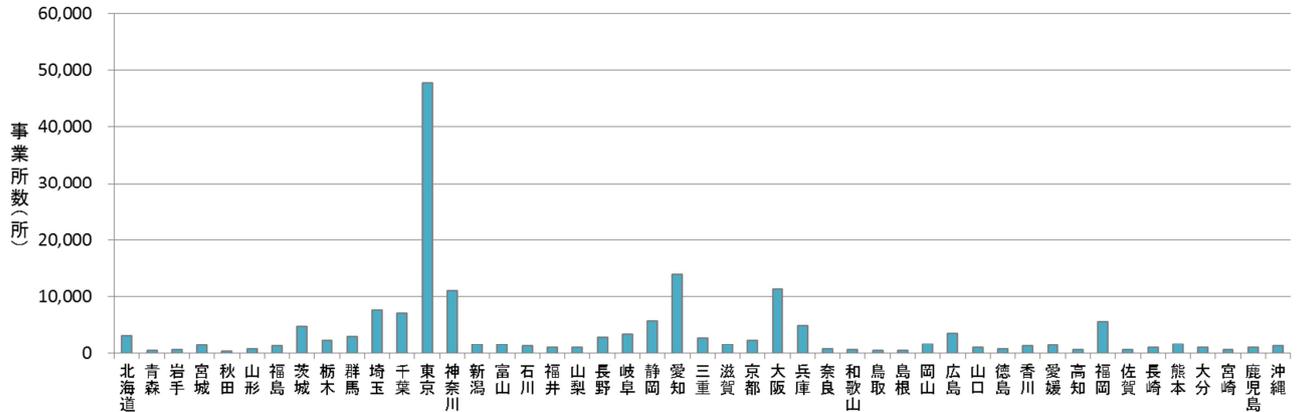
ベトナムは「資格外活動(留学)」が43.3%、次いで「技能実習」が42.3%となっている。ネパールは「資格外活動(留学)」が61.2%となっている。G7/8等<sup>3</sup>及び韓国は「専門的・技術的分野の在留資格」がそれぞれ58.6%、43.5%を占めている。【別表1】

<sup>3</sup> G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

### 3 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 都道府県別にみると、東京が27.6%を占め、次いで愛知8.0%、大阪6.6%、神奈川6.4%、埼玉4.4%となっている。【図3、別表2】

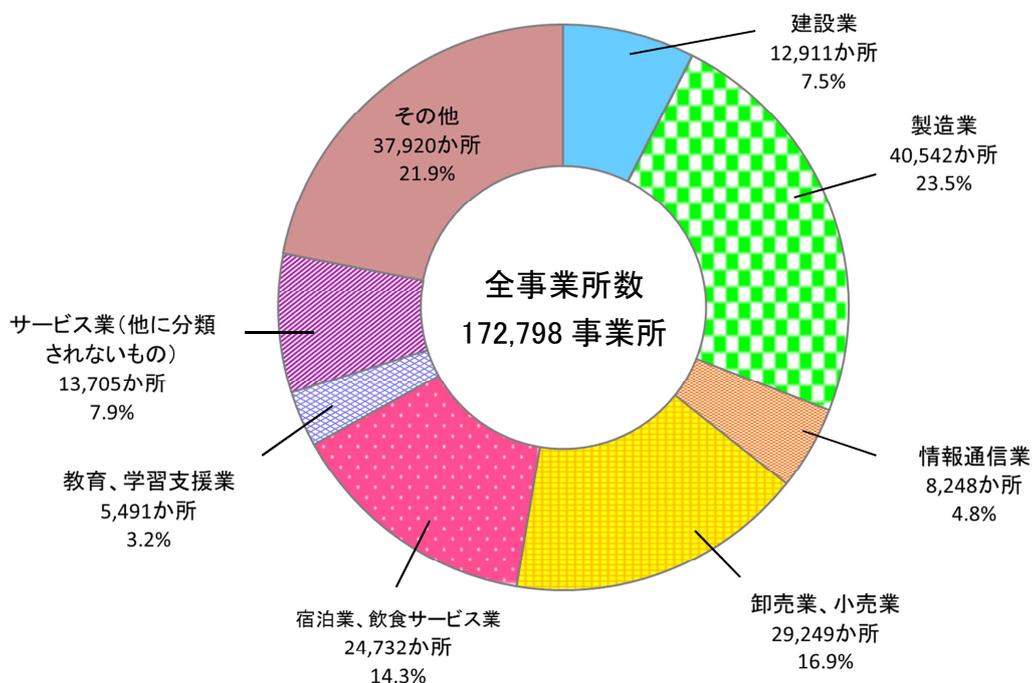
図3 都道府県別外国人雇用事業所数



(2) 産業別にみると、「製造業」が23.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」が16.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.3%、「サービス業（他に分類されないもの）」が7.9%となっている。

「製造業」の事業所の占める割合は前年と比べ減少している一方、「建設業」は増加している。【図4、別表4、参考表】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、別表4の項目(産業)の順番に対応

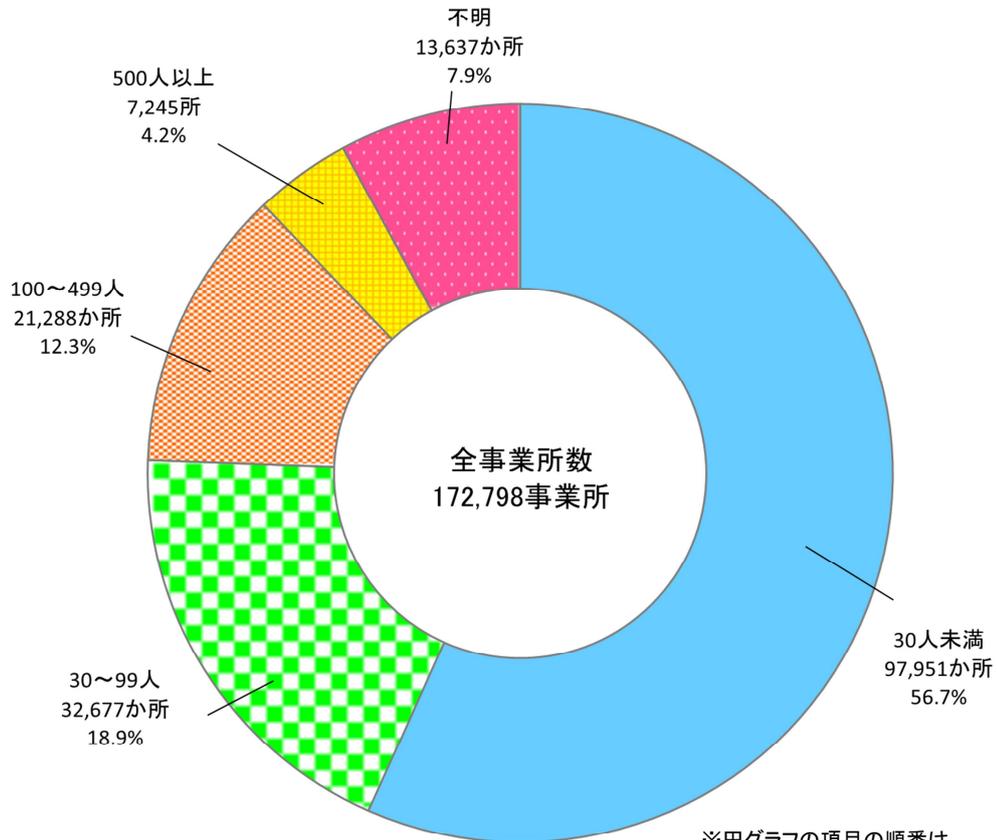
4 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の56.7%を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30人未満」規模の事業所では前年同期比で15.7%の増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図5、別表8、参考表】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



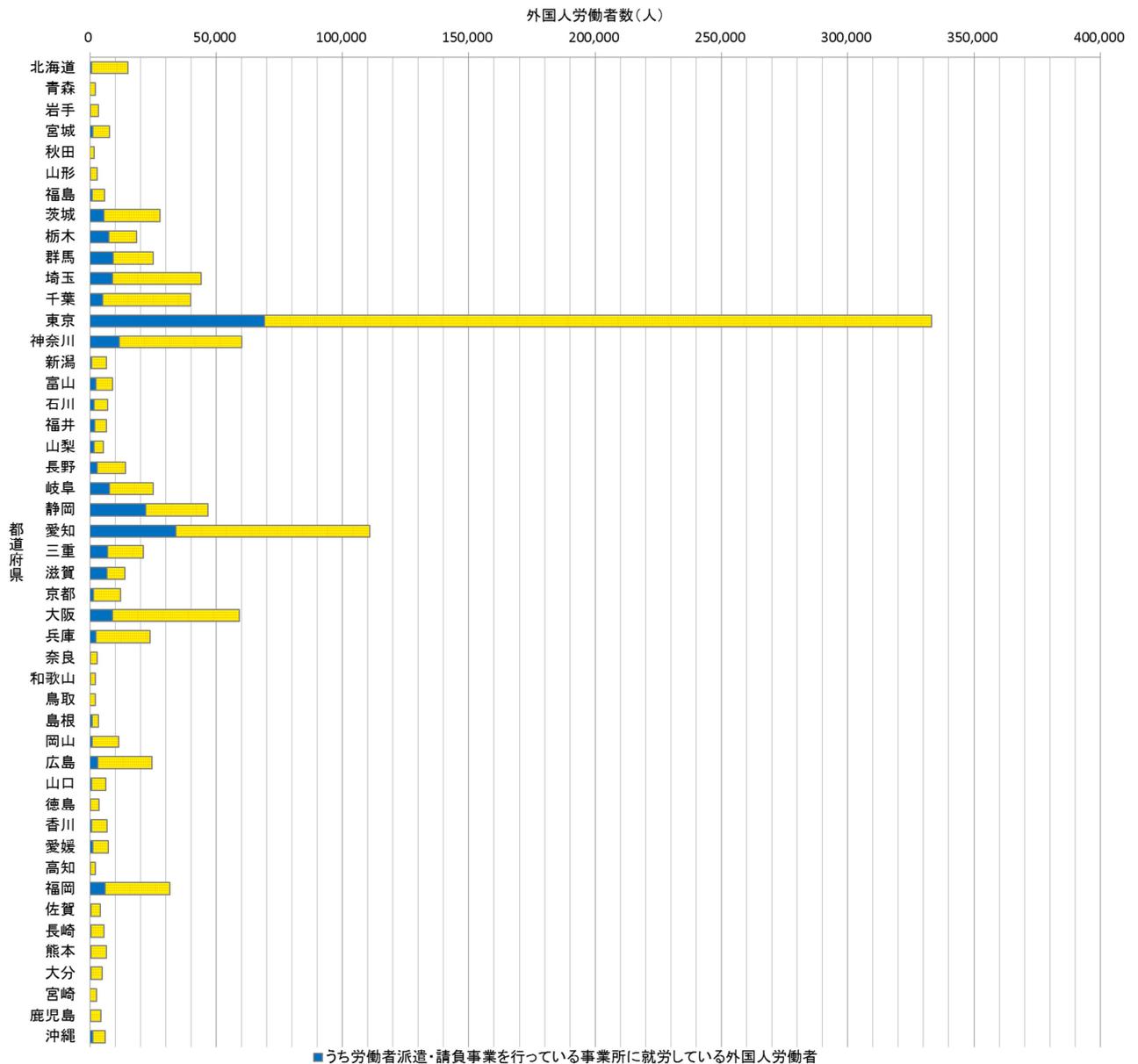
※円グラフの項目の順番は、  
別表8の項目(事業所規模)の順番に対応

#### 4 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 都道府県別にみると、東京が30.7%を占め、次いで愛知10.2%、神奈川5.5%、大阪5.4%、静岡4.3%となっており、この5都府県で全体の半数を超える。

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、滋賀が49.9%、静岡が47.5%、栃木が40.6%となっている。【図6、別表2】

図6 都道府県別外国人労働者数



(2) 都道府県別・在留資格別にみると、当該都道府県内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのが東京 31.4%、次いで京都 25.8%、沖縄 24.7%、「技能実習」の割合が高いのは、愛媛 66.5%、宮崎 65.5%、徳島 64.4%、青森 62.5%、香川 59.1%となっている。「資格外活動（留学）」の割合が高いのは福岡 42.7%、沖縄 34.9%、佐賀 34.5%、宮城 31.1%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、滋賀、静岡、山梨、群馬、三重となっている。【別表 3】

(3) 産業別にみると、「製造業」が 31.2%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が 14.2%、「卸売業、小売業」が 12.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が 12.1%、「教育、学習支援業」が 5.5%となっている。

【図 7-1、別表 4】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の 18.1%にあたる 61,275 人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同 68.7%にあたる 105,817 人となっている。【図 7-2、別表 4】

「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ 31.6% (7,725 人)、29.8% (20,816 人) となっている。

【別表 4】

図7-1 産業別外国人労働者数

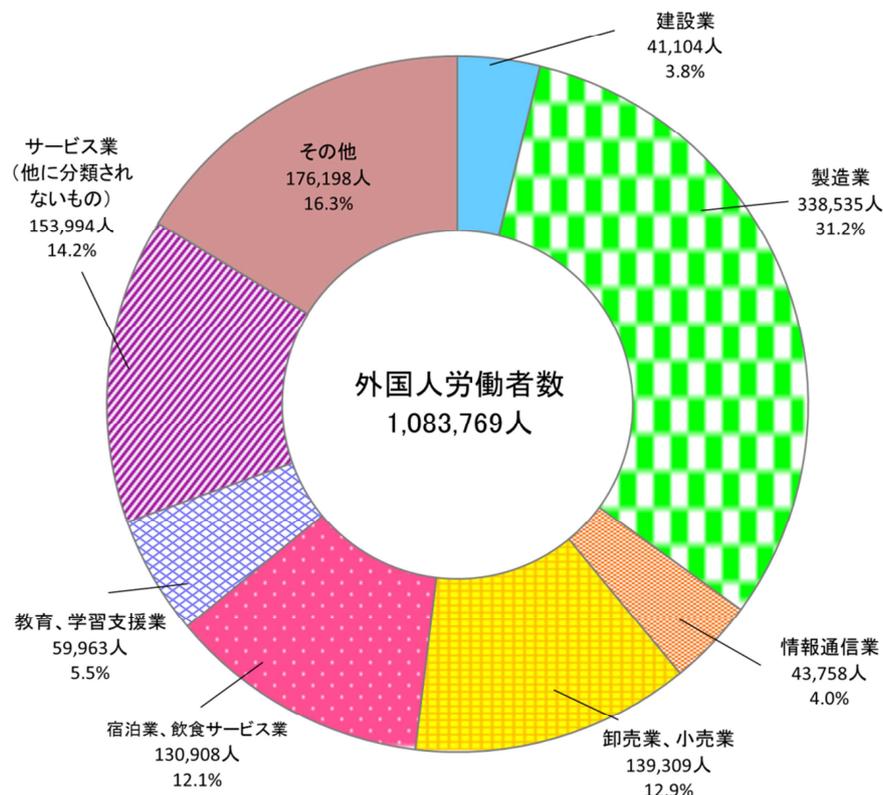
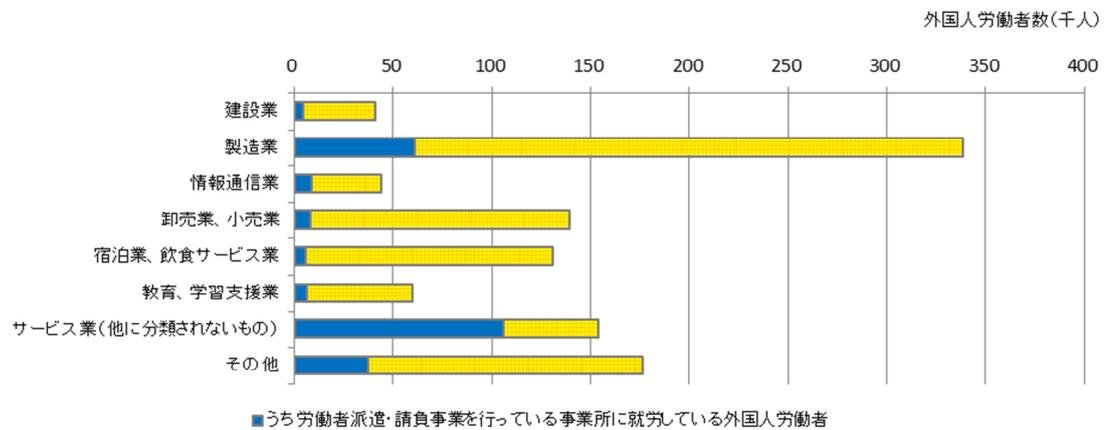


図7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している  
外国人労働者の産業別状況



(4) 都道府県別・産業別にみると、全体的に「製造業」に従事する外国人労働者が多いが、特に愛媛は「製造業」の割合が高く、7割を超えている。東京は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の割合が高く、それぞれ21.9%、19.6%、14.2%となっている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「情報通信業」が16.7%、「製造業」が15.4%、「卸売業・小売業」が14.2%となっている。「技能実習」については、「製造業」が63.7%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が35.3%、「サービス業（他に分類されないもの）」が22.5%となっている。【別表6】

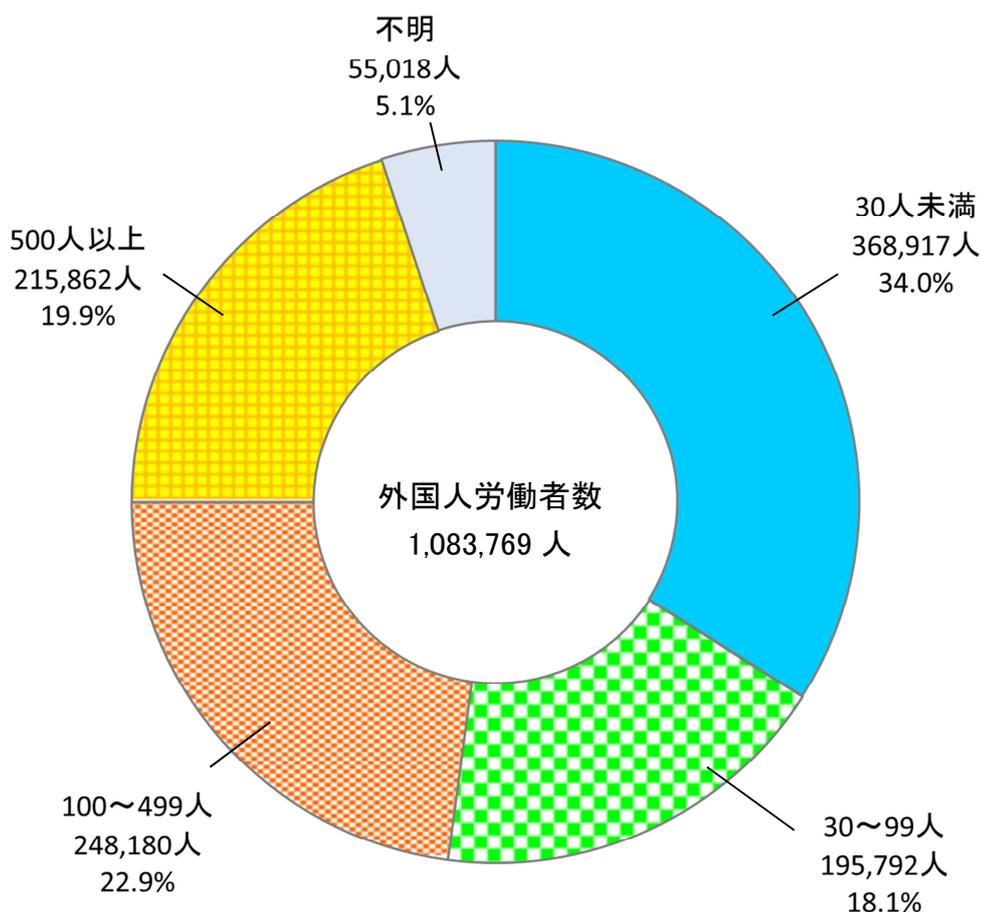
さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナム、中国については、「製造業」がそれぞれ49.6%、46.2%、42.1%、35.9%、28.4%と最も高い割合を占める。韓国については、「卸売業、小売業」が21.0%、ネパールについては、「宿泊業、飲食サービス業」が30.5%、G7/8等については、「教育、学習支援業」が42.0%と最も高い割合を占めている。国籍別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の構成比をみると、ブラジルとペルーの構成比が高く、それぞれ54.4%、44.7%と労働者の多数を占めている。【別表7】

(5) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の 34.0%を占めている。

外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に、30 人未満の小規模事業所では前年同期比で 20.8%増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図 8、別表 8】

図8 事業所規模別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、  
別表8の項目(事業所規模)の順番に対応